

札幌市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針

平成 25 年 2 月 8 日

(目的)

第1 この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。)第 9 条第 1 項の規定に基づき、北海道が定めた「北海道地域材利用推進方針」(平成 23 年 3 月 22 日)に即して策定するものであり、市が事業主体となり建築する公共建築物及び工作物(以下「市有施設」という。)において、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材(以下「地域材」という。)の利用の促進を図ることにより、二酸化炭素吸収源として地球温暖化防止への貢献、森林の有する多くの公益的機能の発揮や、再生可能な木材を積極的に活用することによる循環型社会の構築など、市民に安全で快適な生活環境の確保を図るとともに、林業・木材産業の振興や適正な森林の保全と育成などに資することを目的とする。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第2 市は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設における地域材の利用に努めるものとする。

また、関係機関と連携しながら地域材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

(市有施設における地域材の利用の促進)

第3 市は、市有施設の整備において、可能な限り、地域材での木造化の促進又は内装等の木質化に努めるものとする。

2 公共土木工事における土木用資材への地域材の利用を推進するとともに、周辺環境との調和などを考慮する必要がある場所では、地域材製品の利用に努めるものとする。

3 市有施設における備品及び消耗品等について、間伐材等を用いた木製品の調達が可能なお場合には、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき、その使用に努める。

4 市有施設における森林バイオマスの利用を推進するため、木質ペレットなど森林バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大に努めるものとする。

(普及啓発・情報提供)

第4 市は、市民への地域材利用の意義の普及啓発や情報提供に努めるものとする。